

事 務 連 絡
平成28年12月22日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直し内容について

国民健康保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直しにつきましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）等に基づき、社会保障審議会医療保険部会において議論されてきたところです。

今般、平成 29 年度の予算政府案が閣議決定されたことを踏まえ、高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直し内容について下記のとおりお知らせしますので、その円滑な実施に配慮されるようお願いいたします。

記

第 1 見直しの趣旨

（1）高額療養費制度について

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額を見直すこととする。

（2）入院時生活療養費について

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について見直すこととする。

第 2 見直しの内容

（1）高額療養費制度について

1 第一段階（平成 29 年 8 月施行分）

70 歳以上の者の高額療養費の算定基準額について、次のとおりとすること。

ア 現役並み所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。

イ 一般所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける。

入院療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げるとともに、新たに、多数回該当 44,400 円の算定基準額を設ける。

2 第二段階（平成 30 年 8 月施行分）

① 70 歳以上の者の高額療養費の算定基準額について、次のとおりとすること。

ア 現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の算定基準額を廃止した上で、次のとおり、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%

イ 一般所得者

外来療養に係る算定基準額を、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。

② 高額介護合算療養費の算定基準の見直し

①の見直しに伴い、70 歳以上の者がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとすること。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置くこととすること。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の療養分から適用すること。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般所得者	56 万円

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円（据え置き）
一般所得者	56 万円（据え置き）

(2) 入院時生活療養費について

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分について以下のとおり見直すこと。

<現行>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	B、C以外の者	1日につき 320 円
B	厚生労働大臣の定める者※1 (指定難病患者を除く)	1日につき 0 円
C	指定難病患者※2	1日につき 0 円

<見直し後>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	B、C以外の者	(平成 29 年 10 月 1 日から) 1日につき 370 円
B	厚生労働大臣の定める者※1 (指定難病患者を除く)	(平成 29 年 10 月 1 日から) 1日につき 200 円 ----- (平成 30 年 4 月 1 日から) 1日につき 370 円
C	指定難病患者※2	1日につき 0 円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

第 3 施行期日

(1) 高額療養費制度について

第2の(1)1に係る部分については、平成29年8月1日施行とし、第2の(1)2に係る部分については、平成30年8月1日施行とすること。

(2) 入院時生活療養費について

平成29年10月1日施行とすること。ただし、同日前に行われた生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

第4 その他

(1) 高額療養費制度について

制度改正に伴うシステム改修が必要となる保険者に対しては、当該改修に要した費用について、予算の範囲内で特別調整交付金又は特別調整補助金を交付する予定であること。

今後予定されている政省令の改正の内容や、見直しの施行に必要な事務取扱については、別途連絡すること。

(2) 入院時生活療養費について

今後予定されている告示の改正の内容や、見直しの施行に必要な事務取扱については、別途連絡すること。